

第11号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 亀甲 義明

年 月 日	令和2年10月22日 (泊1日)				
政務活動先	国土交通省・厚生労働省・財務省・農林水産省				
政務活動の目的	国土交通省に JR 香芝駅のバリアフリー化に係る要望。厚生労働省に知的障がい者の医療と福祉支援の要望。財務省に JR 香芝駅のバリアフリー化の要望。農林水産省：トビイロウンカ被害の状況を報告。				
相手方	国土交通省：赤羽大臣。厚生労働省：山本副大臣。財務省：伊藤副大臣。農林水産省農水省：熊野大臣政務官				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記の事	<p>国土交通省・財務省</p> <p>JR 香芝駅のバリアフリー化事業を国の補助事業への要望。JR 香芝駅は、跨線橋、ホームと電車の段差などがあり、バリアフリー化が進むと高齢者や障がいのある方などが安心安全に JR 香芝駅を利用できる</p> <p>厚生労働省</p> <p>医学的な指導や管理が必要な在宅の障がい者に対して医師や訪問看護サービスの利用制限の緩和、在宅生活の継続と安心を担保するように要望。</p> <p>農林水産省</p> <p>奈良県内においての「トビイロウンカの被害状況」について報告及び今後の対応や支援策について要望。</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	橿原神宮 ～京都	近鉄 (往路) 乗車・特急券	橿原神宮前駅 ～京都駅	1,820	4 4
	京都～東京 ～京都	J R (往復)	京都駅～東京 駅～京都駅	28,340	4 4
	京都～ 橿原神宮前	近鉄 (復路) 乗車・特急券	京都駅～ 橿原神宮前駅	1,820	4 4
	合計	31,980円 ( )			
備考	添付資料：提出資料 (要望書) ・写真・名刺				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。



国土交通大臣

衆議院議員

赤羽

一

嘉

10月22日 赤羽国土交通大臣（国土交通省）に JR 香芝駅の段差解消の要望を行う。





厚生労働副大臣  
参議院議員

山本 博司

やまもと ひろし

E-mail

website <https://www.yamamoto-hiroshi.net/>

検索 山本ひろし Q



厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

係長

小板橋 始

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 (03)5253-1111 内線 3092

夜間直通 (03)3595-2528

F A X (03)3502-0892

E-mail:



厚生労働省 保険局 医療課

課長補佐

関根 小乃枝

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線3278)

TEL : 03-3595-2577 (直通)

FAX : 03-3508-2746

E-mail:



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 福祉サービス係

係長

菊池 純一

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話(03)5253-1111 内線 3091

F A X(03)3591-8914

E-mail:

10月22日 山本厚生労働副大臣（厚生労働省）に知的障がい者の医療と福祉支援の要望を行う。



財務副大臣

衆議院議員  
伊藤 渉

財務省 東京都千代田区霞が関三丁目一  
番一〇〇人形町  
直通 〇三三五八二二七  
FAX 〇三三五二五二二三八

10月22日 伊藤財務副大臣（財務省）に JR 香芝駅を含む段差解消のための  
予算の拡充を要望する。





MAFF  
農林水産省

参議院議員

熊野くまの

正士せいし

農林水産大臣政務官

10月22日 熊野農林水産大臣政務官（農林水産省）に奈良県内におけるトビイロウンカ被害の状況報告を行う。



政務活動費備品台帳(令和2年度)

議員名: 亀甲義明

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処分の状況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	パソコン	PCHM750PAL	1	133,100	133,100	令和2年12月24日				自宅	ヤマダデンキ
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計											

- 注
- 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
  - 2 年度ごとに集計し、政務活動費取支報告書とともに議長へ提出することとする。
  - 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
  - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
  - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
  - 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。